

住み慣れた家で安全に暮らせるよう  
**身体に障がいのある方が行う住宅改修を支援します**

山形市障がい者等日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

◆ 内 容

重度の障がいのある方が、ご自宅での移動を安全・円滑にするために、手すりの取り付けや段差解消などの住環境改善を行う場合の住宅改修工事費に対して支援を行います。

身体の状況や住宅の状況等から市が必要と認めた場合で、実際に居住している住宅の改修を行う場合に対象となります。

◆ 対象者

(1) 原則学齢以上で、身体障がい者手帳を所持する、下肢・体幹機能障がい又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の個別障がい等級が3級以上の方

※特殊便器への取替については、上肢機能障がいの個別等級が2級以上の方

(2) (1)以外の下肢・体幹機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる方  
※市町村民税所得割額が46万円を超える世帯は対象外となります。

◆ 対象となる工事

次に掲げる小規模な住宅改修工事費が対象となります。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他（1）～（5）の改修に伴って必要となる壁や柱の補強等の住宅改修

◆ 給付内容

・対象工事費用の基準額は20万円で、原則1割をご負担いただきます（所得に応じて負担上限あり）。

※申請はお一人1回に限ります。

◆ 申請手続き

工事図面（平面図）、工事の見積書、用具のカタログ、改修工事前の写真、世帯の課税状況が確認できる書類（転入者のみ）、障がい年金又は遺族年金の金額が分かる通知書若しくは通帳の写し（受給している方のみ）、身体障がい者手帳を持参の上、申請を行ってください。

※別途意見書が必要な場合もございます。

※申請は、工事着工前に行ってください。

◆ その他の制度との関係性

65歳以上の方または40歳以上の特定疾患により介護保険の対象となる方が住宅改修をする場合、原則として介護保険制度の利用が優先されます。

申請先：山形市 障がい福祉課（2階26番窓口）  
電話：023-641-1212 内線550